

公益社団法人日本介護福祉士会 役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）の総会で選任された役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の決定)

第3条 本会は、役員の職務遂行の対価として報酬等を支払うことができる。

- 2 常勤理事の報酬等は、本会の資産及び収支の状況並びに、社会的水準と対職員賃金との均衡を考慮し、上限を700万円とし、常勤理事の年齢、経歴及び職能を勘案して理事会の決議を経て定めるものとする。
- 3 非常勤役員のうち正会員の役員は無報酬とするが、正会員以外の役員については、総会、理事会等出席の都度、10,000円の報酬を支払うものとする。

(報酬の支払)

第4条 常勤理事の年俸報酬の1/2分の1の額を、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、支給日を順次前日に繰り上げる。

- 2 報酬等は、常勤理事本人口座へ振り込みとし、法令に定められたもの及び本人の同意を得たものは控除して支払う。

(通勤費の支払)

第5条 常勤理事の通勤費は、第3条に定める報酬等とは別に、1ヶ月の通勤に要する交通

費の実費を非課税限度額の範囲内で支給することができる。

- 2 非常勤役員には総会、理事会等出席の都度費用を弁償することができる。

(支給基準)

第6条 新たに常勤理事となった者には、その者が常勤理事となった日から報酬等を支給する。

- 2 常勤理事が退任し又は解任により常勤理事でなくなったときは、その日までの報酬等を支給する。
- 3 常勤理事が死亡したときは、その月までの報酬等を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による報酬等の額は、1ヶ月の勤務日数を22日として計算する。

(公表)

第8条 本会はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本介護福祉士会の設立の登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。